

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

団体の社会的役割と存在感を高めよう



適格消費者団体 埼玉消費者被害をなくす会

理事長 池本 誠司

明けましておめでとうございます。

埼玉消費者被害をなくす会は、2009年3月の適格消費者団体の認定以来、地域の消費者団体の活動に根差して、不当契約条項や不当表示等の調査・分析・是正申入れ・差止請求訴訟等の取り組みを続けてきました。弁護士・司法書士・消費生活相談員など約20名の専門家による「検討委員会」が、8～10件ほどの案件を並行して調査し、違法行為の是正申入れを行っています。昨年は、建物賃貸借契約の不当条項事案と探偵調査委託契約の不当条項について、差止請求訴訟を提起しました。

なくす会からの是正申入れに対し、速やかに回答書を返送し任意の改善に取り組む誠実な事業者も少なくないのですが、一部の事業者は適格消費者団体という制度や権限について理解が不十分なためか、ほとんど具体的な回答すらないまま推移し、やむを得ず差止請求訴訟に至るケースがあります。訴訟提起後に、事業者側に代理人弁護士が就任し、急きょ和解の協議に入る傾向が強いのは、団体訴訟制度がまだまだ事業者に周知されていないことの現れだと言えます。

事業者のコンプライアンス経営の推進は、何よりも消費者・消費者団体の意見を聴くことが出発点です。適格消費者団体の機能と役割をもっと社会に周知することが必要です。

なくす会は、専門家の「検討委員会」による差止業務のほかに、一般消費者によって構成する「活動委員会」を設置し、身の回りの消費者問題を取り上げてアンケート調査や検討を行い、任意の申入れ活動を行っている点に大きな特徴があります。活動委員会の取り組みは、地域の消費者・消費者団体の消費者力を高める役割も果たしています。昨年制定された消費者教育推進法は「消費者市民社会に主体的に参画する消費者市民」の育成を掲げています。まさに私たちの取り組みを行政と民間が協働して広げて行くことが今後の課題です。

消費者庁が検討中の集団的被害回復制度の導入は、特定適格消費者団体の社会的な役割を大きく拡大することにつながります。本年は、なくす会としてもこの新しい制度を担う団体になることができるよう、人的・財政的組織基盤を整備することも目指します。

申入れ活動報告 (2012年11月~2013年1月)

訴訟提起

事業者名	経過
株MR (探偵事業者)	調査委任契約書及び重要事項説明書の解約に関する条項の使用差止めを求めて2012年10月19日東京地方裁判所に訴訟提起し、12月16日に第1回期日が終了しました。第2回期日は2013年2月19日の予定です。

申入れ

株全国メンタルケアセンター (医療搬送事業者)	2012年4月27日に、受診及び医療保護入院支援同意書・契約書における不当条項に対し、改善を要望する申入れ兼問合せ書を送付しました。 現在使用している契約書の送付に応じないため、当会ホームページにて事業者名および申入れ兼問合せ書面、事業者からの回答書を公表しました。
住宅管理事業者	2012年11月1日に、契約更新時の敷金補充、原状回復等に関する規約の不当条項の使用差止め、修正を求め申入れ書を送付しました。該当する条項の使用停止および修正を行う旨の回答があり、面談を行ないました。
インターネットゲームサイト運営事業者	2012年12月10日に、ゲームサイトの仮想通貨変更に關し不当と思われる規約の修正を求め、問合せ兼申入れを行ないました。一部規約については検討するとの回答がありました。
インターネットメディア事業者	2013年1月7日に、未成年を理由とした取り消しができないなど、仮想通貨の購入取り消しに関する約款が、消費者契約法に抵触するおそれがあるとの観点から申入れを行ないました。

問合せ

美容外科 (熊谷、春日部、上尾)	4月に行った申入れに対する回答では広告表示を改善する方向で対応するとあり、一旦は表示が改善されましたが、11月以降、改善前の表示が再度見られたことから、広告表示の基準について2013年1月7日に問合せを行ないました。
互助会	2012年11月11日の問合せに対し、現在使用している約款は協会のモデル約款に依拠しており適正との回答がありました。京都の適格消費者団体の他互助会への差止請求訴訟の判決を待って今後の検討をすることとしています。
大学学生寮	2012年9月27日に大学寮の入館契約書の不当条項と見られる点について問合せを行ないました。回答について検討を行なっています。
【新規取扱】 決済代行業者	2013年1月7日に、決済代行契約に関する利用者との間の取り決めについて、問合せを行ないました。

☆ 埼玉消費者被害をなくす会は「解約料が不当に高い」「消費者に不利な契約書や利用規約が使われている」などの被害事例について、具体的な事業者名を含めて日常的に情報提供をお願いしています。

【この間の主な会議】

なくす会第3回理事会・検討委員会 (11/29)

運営促進会議 (12/21)

なくす会第4回活動委員会 (11/13)

なくす会第5回活動委員会 (12/12)

